

## 若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 千葉県知事(以下「知事」という)は、本県の将来を担う若者による文化芸術活動の推進を図ることを目的に、若者が主体となって参加して実施する文化芸術活動事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

### (補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、本事業の趣旨に添った事業を自ら企画・実施することができる、県内で文化芸術活動を行う団体(以下「団体」という)とする。ただし、次の各号を満たすものに限る。

- (1) 規約を有し、団体の意思を決定し執行する組織が確立されていること
- (2) 自ら経理し、監査する等、会計組織を有すること
- (3) 県内に事務局を設けていること

2 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする団体が次の要件のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 専ら営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 事業の実施に必要な経費のうち、補助金を除く自己負担金等の金額を確実に調達できる見込みがないとき。
- (4) 県から当該事業に対する他の補助を受けているとき。
- (5) 団体の役員等(代表者、理事、事務局長若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の運営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次のアからウまでのいずれかに該当する者であるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する行為(イ)又は(ウ)に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあたっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 40歳未満の者が主体となって参加して実施するもの
- (2) 広く県民に公開される創造的な文化芸術活動で、かつ県内の文化芸術の振興に寄与できると認められるもの
- (3) 過去に比べて新たな取組みを実施するもの
- (4) 補助金交付後も活動を継続する見込みのあるもの

2 次の各号に掲げる事業は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 学校教育関連の活動、企業宣伝活動、文化事業を専業とする営利団体の事業
- (2) カルチャースクール、教授所等の発表会
- (3) 特定の政治活動、宗教活動
- (4) 寄付を目的として行われる慈善事業による公演・展示等の活動

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに、若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は補助金の交付の申請があったときは、申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する補助金の交付に必要な条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合は、知事の承認を受けること。  
ただし、補助対象経費の20パーセント以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(承認の手続)

第8条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとする場合は、若者の文化芸術活動育成支援事業変更（中止又は廃止）承認申請書（別記第2号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付を決定した年度の末日のいずれか早い期日までに、若者の文化芸術活動育成支援事業実績報告書（別記第3号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、若者の文化芸術活動育成支援事業補助金交付請求書（別記第4号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 規則第16条の規定により補助金の概算払いを受けようとする場合は、若者の文化芸術活動育成支援事業補助金概算払交付請求書（別記第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、団体の役員等が第2条第2項第5号アからウまでのいずれかに該当する者である団体とする。

(補助金に係る経理)

第14条 補助金の交付を受けたものは、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から適用する。  
この要綱は、令和4年2月15日から適用する。

別 表

事業区分	補助対象経費	補助率	備考
若者が主体に参加して実施される事業	<p>参加体験又は芸術鑑賞事業を行うための直接経費で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設営・舞台関係費（会場借用料、会場設営費、展示工作・撤去費、運搬費、大・小道具費、衣装借用費等）</li> <li>2 音楽・文芸費（著作権料、調律費、楽器等賃借料等）</li> <li>3 通信費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、企画制作費（消耗品費等）</li> </ol> <p>の合計金額から入場料・参加費等の収入及び助成金を控除した額。</p>	<p>2/3以内。 ただし、事業区分ごとに、 20万円を 上限とする。</p>	

(注) ここでいう「若者が主体に参加して実施される事業」とは、  
県内で文化芸術活動を行う営利を目的としない団体が実施する、40歳未満の者が主体  
となって参加する文化芸術に係る事業をいう。